

○山梨県警察少年補導票管理業務運用要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 0 6 号 〕

山梨県警察少年補導票管理業務運用要領

第 1 目的

この要領は、山梨県警察情報管理システムによる少年補導票管理業務（以下「システム」という。）の運用について必要な事項を定めるとともに、少年補導票を作成した不良行為少年に関する情報を一元的に管理し、各所属の端末装置を使用して必要な情報を表示させることにより、適正かつ迅速な少年犯罪捜査活動に資するとともに、適正な運用管理を図ることを目的とする。

第 2 準拠

システムの運用管理については、警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成 1 3 年山梨県警察本部訓令第 1 5 号。以下「訓令」という。）及び警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システム運用要領の制定について（令和 5 年 7 月 6 日付け、例規甲（情管シ）第 2 4 号。以下「警察共通基盤システム等運用要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 3 システムの構成

システムは、警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システム（以下「警察共通基盤システム等」という。）における適用業務として、各所属において少年補導票を作成した不良行為少年に係る情報を一元的に管理し、これを各所属が相互に活用するものである。

第 4 運用及び管理体制

1 運用体制

(1) システム管理課 警務部情報管理課とする。

(2)

業務主管課 生活安全部人身安全・少年課（以下「人身安全・少年課」という。）とする。

2 管理体制

- (1) システムを使用する所属ごとに運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 運用管理者の下に運用管理補助者を置き、次席、副署長、次長その他相当職の者をもって充てる。
- (3) 各所属に端末業務責任者1人を置き、警察本部内所属にあつてはシステムを主に使用する担当課長補佐を、警察署にあつては生活安全担当課長を指定する。
- (4) 各所属に端末業務補助者を必要数置き、システムを使用する担当係員の中から運用管理者が指定する。

第5 アクセス権の付与

- 1 運用管理者は、端末業務責任者及び端末業務補助者（以下「端末業務責任者等」という。）のシステムの使用に当たり、警察共通基盤システム等運用要領に定めるネットワークシステムアクセス申請書（第1号様式）により、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）に申請するものとする。
- 2 人身安全・少年課長は、1の申請について適当と認めたときには、ネットワークシステムアクセス申請書により、システム管理者を経由してシステム総括責任者に申請するものとする。

第6 運用時間

システムは、原則として24時間運用するものとする。

第7 基本台帳

システムを構成する基本台帳は、少年補導情報ファイルとし、山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成14年山梨県警察本部訓令第17号）に規定する少年補導票（第2号様式）に記載された情報を登録することにより作成される台帳をいう。

第8 登録及び照会

1 登録

- (1) 登録の種類は、新規登録、訂正登録及び削除登録の3種類とする。
- (2) 少年補導票の登録にあつては、人身安全・少年課及び人身安全・少年課長が指定した所属において記載内容を点検し、随時登録するものとする。
- (3) 登録情報に誤りがあったときは、少年補導票に訂正情報を記入の上、(2)により処理するものとする。
- (4) 登録対象者の死亡を確認したときは、死亡を確認した所属の長が(2)により、

登録情報の削除を依頼するものとする。

2 照会

少年補導照会は、アクセス権が付与された者のみ可能とする。

第9 運用に当たっての留意事項

- 1 運用管理者は、アクセス権を付与された者以外にシステムを使用させてはならない。
- 2 システムの管理及び運用の適正を図るため、処理状況、経過等について、簿冊の作成その他の方法により明らかにしておくものとする。
- 3 端末業務責任者等は、システムにより出力した資料の取扱いについて、警察共通基盤システム等運用要領に定める個人情報出力資料等管理簿（第8号様式）により、その状況を明らかにしておくものとする。

第10 安全の確保

職員は、システムに係る個人情報の取扱いについては、訓令に定めるところにより、その安全確保に努めること。